

## 西条市合併 20 周年記念式典企画運営等委託業務仕様書

### 1 目的

平成 16 年 11 月に 2 市 2 町の合併により西条市が誕生し、令和 6 年 11 月 1 日で 20 年を迎える。この 20 年の節目の年を祝い、地域の融和と一体感の更なる醸成を図り、新たなまちづくりの第一歩となり、本市がさらに飛躍するきっかけとなるよう記念式典を開催する。

### 2 業務名

西条市合併 20 周年記念式典企画運営等委託業務

### 3 業務履行期間

契約の日から令和 6 年 11 月 30 日まで

### 4 業務内容

記念式典については、基本的に(1)の枠組みを想定しているが、より効果的なものとなるよう提案をすること。なお、具体的な業務内容は、(2)～(7)に示すとおりであり、実施に当たっては総務課と協議のうえ決定すること。

#### (1) 開催概要 (案)

##### ① 開催日時

令和 6 年 11 月 2 日 (土) 10:00～12:00

##### ② 会場

西条市総合文化会館

##### ③ 開催規模

1,100 名程度の規模での開催を想定

##### ④ 出席者

国会議員、県知事、県議会議員、地元県議会議員、県市長会会長、東予地域各市町長・議長、新市歴代特別職（市長、副市長、代表監査委員、教育長）、旧 2 市 2 町長、新市歴代市議会議員、名誉市民、各行政委員、市内官公署、市内各種団体、市内主要企業及び一般来場者

##### ⑤ 開催内容

#### 【メイン会場】※大ホール

- ・オープニング ～市民又は市にゆかりのある方によるパフォーマンス～
- ・開式（国歌斉唱・市民憲章朗読）
- ・市長式辞
- ・市議会議員挨拶
- ・合併 20 周年記念表彰（感謝状・表彰状・記念品贈呈）
- ・受賞者代表謝辞
- ・来賓紹介、祝辞
- ・祝電披露

- ・アトラクションⅠ（民放5局制作の振り返り動画を放映）
- ・アトラクションⅡ（今後の西条市に期待を感じさせるアトラクションを実施）

【サブ会場】※小ホール

- ・企画展（「市政20周年のあゆみ」ビデオ放映）

(2) 記念式典の総合調整・準備・運営等に関する業務

① 総合調整

- ・記念式典全体の構成演出に関する内容の検討及び調整を行うこと。
- ・荒天時対応など不測の事態に対しては、総務課と協議しながら、速やかに対応できる体制をとること。

② 開催準備

- ・準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・司会者等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理（リハーサルを含む。）、出演者のアテンド等、全ての業務運営を市と協議のうえ行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・司会進行役を配置すること。司会原稿は受託者にて用意すること。
- ・プロジェクター、スクリーン、PC、音響、照明システム、会場装飾（生花等を含む。）、会場看板（会場入口・ステージ）等開催に必要な設備を必要に応じて手配の上、会場施工に関する調整を実施すること。

③ 記念式典当日の運営

- ・来場者に配布する当日のプログラムを企画すること。  
※プログラムに記載する内容については、次第、表彰録、市民憲章を想定している。
- ※プログラムの印刷については市が行う。
- ・運営に関する責任者を配置し、進行管理、関係スタッフへの役割分担、指導、管理等を行い、式典等の運営に関する各種業務を円滑に遂行すること。

※市が担う業務の範囲について

市が担う業務については、次のとおりとする。

- ・会場の確保及び使用料の支払（会場設備の使用料を含む。）

※会場については、次の日程を確保している。

西条市総合文化会館 大ホール・小ホール

令和6年11月1日(金) 9:00 ~ 22:00

令和6年11月2日(土) 9:00 ~ 17:00 (予定)

- ・招待者への案内状の作成、発送
- ・来場者の取りまとめ
- ・来場者の受付
- ・来場者への配付物の準備
- ・表彰者の感謝状、表彰状、記念品の準備
- ・駐車場の警備（別途委託）
- ・記念式典の広報（市報、市HP等）

### (3) オープニングに関する業務

- ・記念式典のオープニングにふさわしい活気あるパフォーマンスを企画すること。  
なお、パフォーマンスは市民又は市にゆかりのある方によるものとする。

### (4) アトラクションⅠに関する業務

- ・愛媛県内の民放5社（テレビ愛媛、南海放送、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、ハートネットワーク）の情報番組等で紹介した西条市のアーカイブ映像をもとにした動画の制作を西条市が別途各社に依頼し放映する予定であり、各社が制作する作品に統一感を持たせ、面白みのある内容となるよう、動画制作に関する西条市からの相談に対し適宜サポートを行うとともに、各社が制作した動画を1本の動画に取りまとめて放映すること。ただし、各社が制作した動画自体への編集は行わないこと。

なお、取りまとめた動画は、西条市公式 YouTube「さいじょうムービーチャンネル」での配信を予定しており、YouTubeでの配信に適した動画とすること。

### (5) アトラクションⅡに関する業務

- ・西条市が掲げる「ワクワク度日本一のまちづくり」の実現に向け、西条市のこれからの未来につながるアトラクションを企画すること。

### (6) 西条市総合文化会館小ホールでの企画展示に関する業務

- ・本市の20年のあゆみを振り返り、市の魅力や地域資源を再認識するとともに、新たな発見にもつながる展示内容により、来場者が西条市への愛着と誇りを深めていただくことのできる企画とすること。
- ・市政20周年のあゆみを振り返る動画を制作し放映すること。※4(7)参照
- ・西条市合併20周年記念式典の前後で来場者が見学することを想定し、15分程度で展示室全体を見学できる内容とすること。

### (7) 動画「市政20周年のあゆみ」の制作に関する業務

#### ① 企画・構成

- ・本市の20年のあゆみを振り返り、市の魅力や地域資源を再認識するとともに、次の10年に向けた希望を感じさせる内容とすること。
- ・動画は10分程度のものを1本制作すること。

#### ② 撮影・編集

- ・撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受託者において行うこと。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。
- ・肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、権利処理の手続、被撮影者の了承、トラブル発生時の対応等が必要な場合は、受託者において行うこと。
- ・ナレーションやテロップ等を用いて、視聴しやすい動画とすること。

#### ③ 動画の用途

- ・西条市合併20周年記念式典での上映

- ・西条市公式 YouTube「さいじょうムービーチャンネル」での配信

## 5 成果物

### (1) 完成映像データ

- ・ファイル形式は mp4 形式、画質はフルハイビジョンとし、データで提出するとともに、ブルーレイプレイヤーで再生できるよう、ブルーレイディスクでも提出すること。
- ・YouTube での配信に適したデータ容量とすること。

### (2) 業務報告

- ・実施した業務の内容等がわかる報告書を作成すること。

## 6 著作権の取扱い

本委託業務に係る成果物の著作権は、市に帰属するものとし、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有すものとする。

## 7 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

### (1) 契約に関する条件等

#### ① 再委託等の制限

受託者は、本市の文書での承諾を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、市は再委託について承諾しない。

#### ② 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「業務委託契約に係る個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

#### ③ 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) その他

- ① 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- ② 受託者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- ③ 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上、その指示に従うこと。

## 業務委託契約に係る個人情報の取扱いに関する特記仕様書

### 1 善良なる管理者の注意義務

受託者は、本契約に関連し、委託者から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）及び匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）（以下これらを「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

### 2 収集の制限

受託者は、本契約に関連し、本件個人情報等を収集する必要があるときは、適正かつ公正な手段によりこれを収集しなければならない。

### 3 適正な管理

(1) 受託者は、個人情報等を取り扱う業務（以下「個人情報等取扱業務」という。）に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の本件個人情報等の適切な管理のため次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

ア 個人情報等取扱業務の責任者を選任する等、本件個人情報等の管理体制を整備すること。

イ 本件個人情報等の取扱いを管理する台帳を整備すること。

ウ 本件個人情報等を記録した紙、パソコン及び電磁的記録媒体は施錠できるキャビネット等に保管すること。

エ コンピュータを使用する場合は、パスワードの使用等セキュリティー対策を講ずること。

オ 個人情報等取扱業務は、契約書において委託者が指定する場所以外で行わないこと。また、本件個人情報等を当該指定する場所から持ち出さないこと。ただし、書面により事前に委託者の承認を受けたときは、この限りでない。

カ 従業者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

(2) 受託者は、本契約締結後、遅滞なく情報管理体制等について、書面により委託者に届け出なければならない。

(3) 受託者は、本件個人情報等の入力、閲覧及び出力をすることができる作業担当者及びコンピュータ端末を限定しなければならない。

(4) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、個人情報等取扱業務の内容、本件個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

### 4 本件個人情報等の利用及び第三者への提供等

受託者は、本件個人情報等を委託者が示した利用目的（特に明示がない場合は本

契約の目的) 以外の目的で利用してはならない。また、受託者は、本件個人情報等を第三者へ提供し、又は漏えい等してはならない。個人情報等取扱業務が終了し、又は本契約が解除された後においても、同様とする。

## 5 再委託

- (1) 受託者は、個人情報等取扱業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に再委託する場合、事前に委託者の承認を得るとともに、本特記仕様書に定める委託者が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者にも講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以降の委託を行う場合についても同様とする。
- (2) 受託者は、前号の承認を受けようとする場合には、書面により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を委託者にしなければならない。この場合において、委託者は、承認をする場合には、条件を付することができる。

## 6 派遣労働者の本件個人情報等の取扱い

受託者は、本契約に関連し、個人情報等取扱業務を派遣労働者によって行わせる場合は、本特記仕様書に定める委託者が受託者に求める本件個人情報等の適切な管理ができるよう、労働者派遣契約書に本件個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

## 7 複写及び複製の禁止

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により事前に委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

## 8 本件個人情報等の管理状況についての検査

- (1) 受託者は、役員及び従業員に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。
- (2) 委託者は、特に必要と認める場合には、受託者に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

## 9 資料等の返還

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等を業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

受託者は、本件個人情報等が記録された資料等の返還等をしたときは、その状況を書面により委託者に報告しなければならない。

## 10 違反した場合における契約解除の措置等

- (1) 委託者は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 委託者は、受託者が正当な理由なく本特記仕様書の条項の全部又は一部を履行

しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

#### **1 1 事故報告**

受託者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

#### **1 2 法令等の遵守**

受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令を遵守し、個人情報等取扱業務を適正に履行しなければならない。